

## 船橋市資源ごみ回収協力金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、町会、自治会及び地区町会自治会連合会等（以下「団体等」という。）が実施する資源ごみ回収事業に対し、協力金を交付し、清掃思想の啓発を図ると共に、一般廃棄物の減量運動の推進を図ることを目的とする。

(資源ごみ回収)

第2条 一般廃棄物の減量運動としての資源ごみ回収（以下「資源ごみ回収」という。）とは、市が行う分別収集に協力し、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 市内から排出される一般廃棄物のうち、資源ごみ回収品目として、次に上げるものをいう。

イ 空びん

ロ 空かん

ハ 金属類（一斗缶までの大きさ）

(2) 資源ごみ回収は、週1回収し、市の指定の袋に分けて入れ、市より委託された業者により回収を行う。

(資源ごみ回収団体)

第3条 団体等で資源ごみ回収を実施し、回収協力金の交付を受けようとする者は、資源ごみ回収（実施・中止・廃止）届（第1号様式）により市長に届け出を行い、資源ごみ回収団体として登録しなければならない。

2 前項の中止、又は廃止するときは、速やかに資源ごみ回収（実施・中止・廃止）届（第1号様式）により市長に届け出なければならない。

(回収協力金の申請)

第4条 資源ごみ回収協力金の交付を受けようとする者は、資源ごみ回収協力金交付申請書（第2号様式）により市長に申請しなければならない。

(回収協力金の交付)

第5条 市長は、前条の申請を受けたときは、内容を審査し、回収協力金を交付することが適当と認められるときは、資源ごみ回収協力団体に対して毎年10月及び3月に回収協力金を交付するものとする。回収協力金額は、資源ごみの回収重量1キログラムにつき3円とする。

(回収協力金の取り消し)

第6条 市長は、第5条の交付を受けた者が、次の各号に該当した場合は、交付決定を取り消すと共に回収協力金の返還をさせることができる。

(1) 回収協力金の申請に不正があった場合。

(2) その他、不相当と認められる事実があった場合。

(雑則)

第7条 その他、この要領に定めのない事項については、市長の指示に従うものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成7年4月1日から実施するものとする。

(施行期日)

この要領は、平成9年4月1日から実施するものとする。

(施行期日)

この要領は、平成10年4月1日から実施するものとする。

(施行期日)

この要領は、平成12年4月1日から実施するものとする。

第1号様式

資源ごみ回収（実施・中止・廃止）届

年 月 日

船 橋 市 長 あて

団体名 \_\_\_\_\_

届出者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

資源ごみ回収を次のとおり（実施・中止・廃止）したいので届け出ます。

記

1 実施団体 \_\_\_\_\_

2 代表者名 \_\_\_\_\_

3 連絡先 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

4 実施・中止・廃止期日 年 月から

5 実施予定回数 毎週1回

第2号様式

資源ごみ回収協力金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者  
住所 \_\_\_\_\_  
団体名 \_\_\_\_\_  
役職名 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

資源ごみ回収事業を実施したので、船橋市資源ごみ回収協力金交付要領第4条の規定により申請します。

なお、回収実績は次のとおりです。

記

実施期間 年 月 ~ 年 月

申請額 (資源ごみ関係) \_\_\_\_\_ kg × 3 円 = \_\_\_\_\_ 円

	回収重量	金額
申請額	_____ Kg	_____ 円